

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定に基づく診断を行う医師の指定に関する規則をここに公布する。

平成21年 5月29日

岩手県公安委員会

委員長 元 持 勝 利

岩手県公安委員会規則第7号

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定に基づく診断を行う医師の指定に関する規則

(医師の指定)

第1条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第12条の3の規定に基づく診断を行う医師の指定(以下「医師の指定」という。)は、次の表の左欄に掲げる診断の対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。

| 診断の対象者 | 医 師 |
|--|--|
| 法第5条第1項第3号及び第4号に掲げる者並びに銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第5条の2各号(第3号を除く。)に掲げる病気にかかっている者 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第18条第1項に規定する精神保健指定医に指定されている医師 |
| 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第5条の2第3号に掲げる病気にかかっている者 | 左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると公安委員会が認める医師 |
| 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第16項に規定する認知症である者 | 左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると公安委員会が認める医師 |

2 医師の指定の期間は、指定の日の翌日から起算して3年とする。ただし、再指定することを妨げない。

(告示)

第2条 公安委員会は、医師の指定を行ったときは、その氏名、勤務する病院の名称及び所在地、診断の対象者並びに指定年月日を告示するものとする。

2 前項の規定は、医師の指定の変更又は解除について準用する。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。